

石垣市地元酒等による乾杯の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、石垣市内において製造される、泡盛、ビール、果実酒、スピリッツ、リキュール、その他の本市産の果実を原料とした飲料（以下「地元酒等」という。）による乾杯を推進することにより、地元酒等の普及促進を図り、市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、市民及び製造販売事業者と連携し、地元酒等による乾杯を推進するために 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 地元酒等の製造又は販売等に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、他の事業者及び市と連携し、地元酒等による乾杯を推進するために努めるものとする。

（市民の協力）

第4条 市及び事業者は、地元酒等による乾杯を推進するにあたり市民の協力が得られるよう努めるものとする。

（嗜好等への配慮）

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。